

平成 19 年 3 月 6 日

リース会計専門委員会  
公開草案に対するコメントの分析

適用時期に関する事項（委員会で審議）

	コメントの内容	対応案
1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム変更については、借手・貸手ともに全面的な見直しが必要となるが、これらの会計税務の取扱いの詳細が明らかにならない限り、着手することができない。会計基準の適用時期は、実務で対応可能な取扱いの詳細、監査上の取扱い、税務上の取扱いが明らかになったうえで決定すべきであり、システム変更に要する期間をも勘案すれば、最低でも 1 年延期が必要である（このほか、2 年延期の意見、3 年以上延期の意見あり）。</li> <li>基準（案）42 項に記載の通り、「システム改訂に相応の時間を要するケースがあること、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度は他の制度及び会計基準の適用が重なることから、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度での適用が困難である場合も想定され、それらに対応する定めを設けるべき」である。</li> </ul>	資料 xx 参照。

その他の項目に対する専門委員会での検討（前回委員会で報告済のものを除く）

主なコメント		専門委員会での事務局案等
<b>範囲</b>		
2)	ソフトウェアのファイナンス・リース取引に対する分類基準を明確にすべきである。	本体部分と保守部分の分離など、ソフトウェアの会計処理全般とも関係するため、労務等の役務提供が含まれているケース（86 項）を除き、適用指針では取り扱わない。
<b>ファイナンス・リース取引の判定基準</b>		
<b>不動産のリース取引</b>		
3)	x 年毎に賃料の見直しが行われる場合の取扱い、建設協力金や敷金、保証金等が差し入れられている場合の取扱いなど明らかに	不動産リースについては、新しい定めであり、左記のように実務対応が必要な項目があると考えられるが、複雑な議論になる

	すべきではないか。	ため、適用指針では取り扱わないこととしてはどうか。他の方法で明示するかは、今後検討する。
<b>所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理 - 借手</b>		
4)	300 万円基準において、一つのリース契約に科目の異なる固定資産が含まれている場合の取扱いを明示すべきである。	指針 34 項で明示した。
<b>所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理 - 貸手</b>		
5)	リース投資資産の評価（引当金の計上を含む）に対する考え方を示す必要がある。	リース債権は金融商品であり、リース投資資産は金融商品的性格を有するため、それらには金融商品会計基準が適用されることを明示した（基準 41 項）
<b>セール・アンド・リースバック取引</b>		
6)	転リースの取扱いについては、重要性があるため、明示すべきである。	明示した（指針 46 項）
<b>注記</b>		
7)	オペレーティング・リース取引の注記に関連して、リース期間の一部が解約不能の場合の取扱いを明示すべきである。	注記が必要な旨、明示した（指針 72 項）
8)	既存分の契約を従来注記方式で賃貸借処理する場合、四半期財務諸表での取扱いを明示する必要がある（四半期専門委員会）	改正前基準でなされていた注記は四半期では不要であり、著しい増減があった場合に、一定の注記を行うこととした（指針 82 項、83 項）
<b>適用初年度等の取扱い</b>		
9)	第 75 項、第 78 項で、既存契約分について簡便的取扱いを定めているが、その場合、原則的な取扱いとの差に重要性がある場合に注記を求めており、簡便法の意味が薄れる。	貸手においてリース取引を主たる事業としている場合にのみ、当該注記は必要とされることとした（指針 81 項）
10)	税制の適用時期が平成 20 年 4 月 1 日の契約となっているため、タイミングがあうよう経過措置を設けるべきである。	経過措置を設けた（指針 84 項）

以上